

大分市アライグマ捕獲従事者の遵守事項等について

捕獲に係る遵守事項等

- ◆箱わなの設置について、事前に関係地域住民等(近所の方や自治委員さんなど)へ周知するとともに、他人の土地へ設置する場合は土地所有者の同意を得てください。
- ◆捕獲作業時は、「大分市アライグマ捕獲従事者証(以下「従事者証」という。)」を携帯してください。
- ◆箱わなには、大分市が交付する「わな標識」及び「わな危険表示板」を装着してください。
※捕獲従事者ご自身が所有する箱わなを設置する場合
箱わなに装着する「わな標識」及び「わな危険表示板」を交付いたしますので、大分市環境対策課まで連絡ください。
連絡を受けてから、交付までに1週間程度かかります。
- ◆箱わなを設置した場合は、その都度、「アライグマわな設置記録表」に記入してください。
- ◆アライグマ以外の動物を捕獲した場合は、速やかに放獣してください。
- ◆箱わなを設置した期間中は、1日1回以上、箱わなの確認を行ってください。
- ◆捕獲したアライグマの取扱いには十分注意し、捕獲個体や箱わなを素手で触らないなど感染症の予防等に努めてください。

お願い

- ◆アライグマを捕獲した場合は、午前中に大分市環境対策課まで連絡してください。
- ◆捕獲従事者ご自身が所有する箱わなを設置する場合は、設置場所及び設置期間について、大分市にお知らせください。
- ◆金曜日や祝前日は、箱わなの蓋は閉じてください。
※土曜・日曜・祝祭日は、アライグマが捕獲されても回収をしていません。